

弘前商工会議所
会頭 清藤 哲夫 様

令和 2 年度重点要望事項に対する回答書

弘 前 市

要望事項15項目(うち最重点要望事項2項目、重点要望事項13項目)

最重点要望事項

NO.	要 望 事 項	弘前市主管部課	ページ
1	中心市街地の賑わい創出に資する活性化施策の推進等について	企画部企画課 商工部商工労政課 都市整備部地域交通課 同都市計画課	1
2	地域経済の維持・成長を成し遂げるための人口減少対策の推進について	商工部商工労政課 同産業育成課 企画部企画課 教育委員会教育総務課	5

重点要望事項

NO.	要 望 事 項	弘前市主管部課	ページ
1	日本一の生産量を誇るりんご王国を維持するための継続的な支援について	農林部りんご課 同農政課 健康こども部国保年金課 同健康増進課	10
2	「弘前の地酒とシードルで乾杯条例」の早期実現について	商工部産業育成課	15
3	JR弘前駅とえきどてプロムナード間のアクセス性の向上について	建設部土木課	19
4	弘前市ファシリティマネジメント基本方針に基づく公共施設の利活用の推進について	財務部管財課	21
5	国土強靱化地域計画の早期策定と必要な工期の確保及び施工時期の平準化について	総務部防災課 同契約課 建設部土木課	23
6	多能工の育成について	商工部商工労政課	25
7	官民一体による雪対策の一環として、融雪設備設置全般に係る市の補助・支援の強化について	建設部道路維持課	26
8	市民生活の安全対策について	都市整備部地域交通課 建設部土木課 同道路維持課 同建築指導課 教育委員会学校整備課	27
9	インバウンド等受入態勢の整備について	都市整備部地域交通課 観光部観光課 同国際広域観光課	30
10	宴会等の食品の廃棄問題について	市民生活部環境課	34
11	小中学校でのプログラミング教育の充実に向けた人員および協力体制の構築について	教育委員会学校指導課	36
12	当商工会議所青年部並びに女性会事業への支援について	企画部広報広聴課 商工部商工労政課	38
13	行政と経済団体(若手経営者)との意見交換の場の設置について	商工部商工労政課 観光部観光課 市民生活部文化スポーツ課 企画部広報広聴課	40

弘前商工会議所要望事項	
要望事項 1	中心市街地の賑わい創出に資する活性化施策の推進等について
要望事項の内容	① 中心市街地活性化のための旧第一大成小学校の活用策の検討 ② 土手町通り（県道３号弘前岳鯨ヶ沢線）の一方通行解除に向けた検討会議の設置 ③ 街並み条例を作り、城下町らしい店づくりの背景を整えることで商店街が活性化する仕組みづくり ④ 弘前市中心市街地活性化協議会に対する支援の継続
現状・経緯	① 弘前市においては弘前市中心市街地活性化基本計画に基づく事業の推進により、中心市街地への来街を促進するとともに、民間事業者においても当該事業機会を活用しての売上増加につなげるための環境整備の実施等、官民一体となった取り組みを推進されております。 あわせて、現在の弘前市中心市街地活性化基本計画の計画期間が残りわずかとなり、次期計画の必要性や現計画延長の検討を進められていることと存じます。つきましては、今後さらなる中心市街地の活性化を図るためにも、駅前地区と土手町地区の接点としての旧第一大成小学校の賑わい創出に資する活用策の検討について要望いたします。 ② 土手町通りは市内随一の繁華街として交通量が多く、事故発生率も高かったこともあり、昭和４２年１２月に土手町通り及び中央通り等の車両一方通行規制が実施されました。その後、中央通りは街路改良工事を行い平成元年７月に一方通行が解除されたものの、土手町通りについては、解除されることなく現在にいたっています。 規制当時の土手町通りは、車道と歩道の区別も明確ではなく、周辺道路も狭かったことから、乗用車の急増とともに多発していた事故から人命を守るという課題解決のために、一方通行規制を実施した背景があります。しかし、規制当時の昭和４０年代に比べ、交通安全意識の向上や周辺道路及び都市計画道路の整備が進み、土手町通りの街区整備が完了するなど道路事情は格段に改善されてきたものの、未だ一方通行の解除にはいたっておりません。中心市街地である土手町への来街者にとって一方通行は非常に不便であり、特に当市を初めて訪れる観光客にとっては非常にわかりにくく、土手町商店街への賑わいの創出にとっても、大きなマイナス要素となっています。中心市街地の活性化や交通の利便性の向上を考えると土手町通りの一方通行解除は必要不可欠であります。 しかし、土手町通りの一方通行解除については、安全面、バスなどの停車帯や右折レーンの確保、関係機関や周辺住民との調整などの課題もあることから、当商工会議所と連携をしながら一方通行解除に向けた検討会議の設置を要望いたします。 ③ 現在、市内の商店街では所々で空きテナントが目立つ状況にあります。特に土手町などの中心市街地内の商店街では家賃相場が高いこともあり、出店希望していても金銭的な都合もあって出店が難しいことも多く見受けられます。このようなことから家賃の安い郊外への出店が進み、中心市街地の過疎化が進んでいる要因の一つとも考えられます。現状、空き店舗補助金など既存の制度で、対応していただいておりますが、祭り時期以外の端境期にも来街者を増やし、普段の日常でも活気を生むには、まち並みのコンセプト、ストーリーを弘前市全体で作り上げることが必要と考えます。 そこで、新たに街並み条例を作り、今後出店を検討している人への補助金や城下町らしい店づくりを行っていくことを提案するなど、より商店街が活性化する仕組みを根本的に整えていくことを要望いたします。

現 状 ・ 経 緯	④ 令和２年度は、弘前市中心市街地活性化基本計画の最後年にあたり、非常に重要な年となりますことから、引き続き弘前市中心市街地活性化協議会に対する支援を要望いたします。
-----------------------	---

①…企画部 企画課、商工部 商工労政課

②…商工部 商工労政課、都市整備部 地域交通課

③…商工部 商工労政課、都市整備部 都市計画課

④…商工部 商工労政課

市の処理方針	
現 状 ・ 経 緯	① ・平成１４年 ４月～ 第一大成小学校と第二大成小学校が統合し、大成小学校として旧第一大成小学校を活用。 ・平成１７年 ４月～ 大成小学校が新校舎へ移転。 ・平成１７年 ４月～ 消費生活センター、大成なかよし会などの機能を有する「土手町分庁舎」として活用。（その後、区画整理課、市民課駅前分室が移転） ・平成２５年 ７月～ 「土手町分庁舎」の機能をヒロロスクエアへ移転。 ・平成２６年１１月～ 「土手町倉庫」に用途変更、物品等保管庫として使用。 ※旧グラウンドは市立病院駐車場として活用しています。 ※敷地内には「幼児ことばの教室」を設置しています。 ② 土手町通りの一方通行は、自動車の増加に伴う交通渋滞の緩和や交通事故の防止を目的に、昭和42年から開始されました。 その後、平成16年に予定されていた都市計画道路 3・3・2 号富士見町撫牛子線の供用開始に向け、地元商店街の活性化を図りたい商店街や町会、商工会議所で構成する協議会から、土手町通りの一方通行の解除に関する要望書が平成15年４月に市へ提出されましたが、提出後、一部からあらためて反対する声も出され、一方通行解除の要望は地元の総意とはなりませんでした。 また、青森県警察からは、現道のままでは自転車や歩行者の安全確保に懸念があることや、バス等の便数も多く更なる交通渋滞を招く可能性があることなど、問題点や課題が多いことが示され、平成15年12月に青森県公安委員会において、一方通行を解除しないとの決定がされた経緯があります。 本事項については、昨年度も要望のあったものですが、市としては、これまでの経緯を踏まえ、地元の総意として要望いただければ、関係機関との協議・調整に向けた調査研究を行いたいと回答しているところです。

	③ 市では、中心市街地の活性化を図るため、昭和61年度に策定した「弘前市中心市街地活性化計画（シェイプアップマイタウン計画）」を始めとし、長年にわたって中心市街地活性化のための計画を策定・推進してきました。 これらの計画の推進にあたっては、行政だけでなく、経済団体や商店街振興組合、まちづくりに関わる民間企業等と連携して取り組んできたところです。 計画の中では、市街地再開発事業や土地区画整理事業など、規模の大きなハード整備とともに、津軽地域の表玄関にふさわしい街並みの形成が図られてきたところです。 ④ 弘前市中心市街地活性化協議会（以下、「協議会」と表記。）は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）の規定に基づいて設立されたものです。 その目的は、市が作成する弘前市中心市街地活性化基本計画（以下、「基本計画」と表記。）の実施に関し必要な事項と、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議し、弘前市中心市街地の活性化に寄与することとされており、これまで中心市街地の活性化にあたって、重要な役割を担ってきたものと捉えております。
今後の 処理 方針	① 旧第一大成小学校校舎は耐震上の問題もあることから、旧校舎を含む敷地全体の活用策について、令和4年に予定されている中核病院開設後の市立病院の活用策と合わせ、現在、庁内関係課（企画課、財政課、管財課、福祉総務課、健康増進課、地域医療推進室、商工労政課、観光課、建築住宅課、都市計画課、市立病院事務局）で検討を進めております。 当該地は、津軽の玄関口である弘前駅から土手町や弘前公園などの拠点をつなぐルート上に位置し、都市機能や公共交通機能が集積する市の中心部として、通勤・通学や観光客等、市内外から様々な人が訪れるなど、まちづくりを進めるうえで大変重要な場所であります。 よって、まずは活用策を検討するうえでの方向性について、賑わいの創出も含め、市としてこの場所に何が必要なのか様々な政策課題等を整理しながら、今後のスケジュールも含め、しっかりと検討し、方向性が整理され次第、商工会議所をはじめとした関係機関や市民等の声も聴きながら具体的な活用策の検討を進めてまいります。 ② 一方通行の交通規制は、青森県公安委員会の管轄であり、青森県警察においても規制の新設・改正・解除等の際には、地域の方々の同意、商店や道路管理者である県の協力を得る必要があります。 中心市街地の活性化につきましては、これまでも市や弘前商工会議所などが参画している弘前市中心市街地活性化協議会において協議してきたところでありますので、市といたしましては、一方通行解除につきましても、同協議会の中のワーキンググループの場を活用して協議してまいりたいと考えております。 ③ 要望のあった事項につきましては、これまでの取り組みを基本としつつ、市や弘前商工会議所も参画している弘前市中心市街地活性化協議会の中で、ワーキンググループの場を活用し、弘前市全体の街並みのコンセプト、ストーリー作りについても検討してまいりたいと考えております。 また、市では、市民・観光客が街中を回遊し、滞在を促す施策に取り組んでおりますが、国土交通省が今年度募集した、国と地方自治体が一緒になり、街中を「車中心」から「人中心」にする「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を目指す、「ウォーカブル推進都市」に参加しております。 このように、今後も街並みづくりを含め、街中に人を集めて賑わいが創出される仕組みづくりに取り組んでまいります。

今後の 処理 方針	④ 市といたしましては、中心市街地の活性化にあたり、市や弘前商工会議所、商店街振興組合、まちづくりに関わる民間企業、NPO団体等が参画している弘前市中心市街地活性化協議会は極めて重要だと考えており、令和2年度は基本計画の最終年度にあたることから、基本計画の推進に加え、これまでの基本計画の進捗・効果に関する総括や、今後の中心市街地のあり方についての検討が必要となります。 これらの実施にあたっては、まちづくりに関わる各種団体・民間企業等によって構成されている協議会の活動は極めて重要であると捉えております。 また、中心市街地における諸課題について協議し、解決策を検討していくために、協議会においてワーキンググループを開催することも効果的であると考えますので、今後も連携して中心市街地の活性化に取り組むたいと考えております。				

担当①：企画課	地域振興担当	総括主査	中一 健司	内線 4 9 6
商工労政課	商業振興係	主幹兼係長	鼻和 孝夫	内線 9 6 1
担当②：商工労政課	商業振興係	主幹兼係長	鼻和 孝夫	内線 9 6 1
地域交通課	交通政策係	総括主査	佐々木 真樹子	内線 2 1 4
担当③：商工労政課	商業振興係	主幹兼係長	鼻和 孝夫	内線 9 6 1
都市計画課	計画・開発指導係	係長	高屋 憲幸	内線 5 3 6
担当④：商工労政課	商業振興係	主幹兼係長	鼻和 孝夫	内線 9 6 1

弘前商工会議所要望事項		
要望事項	2	地域経済の維持・成長を成し遂げるための人口減少対策の推進について
要望事項の内容	①若者の地元就職・地元定着に向けた施策の推進 ②高校生地元就職に関する事業への協力 ③人口減少の加速に伴い予想される労働力、消費活動の減少、経済規模の縮小を防ぐための様々な意見を聞くための委員会等の検討の場の創出に関する積極的な対応・協力を要望 ④地元就職の新卒者・若年層に対する奨学金負担軽減策の実施 ⑤人口流出の抑制、地元企業の事業拡大、県外企業の誘致のため現在、不足している産業用地の確保、用地の提供をするにあたっての許認可及びワンストップ窓口の周知に関する積極的な対応・協力を要望	
現状・経緯	弘前市の人口は 1995 年の 19 万 4 千人をピークに減少を続け、2040 年には約 13 万人まで減少し、生産年齢人口の減少、少子高齢化がさらに進行、現在に比べて、約 30% 減少すると予想されています。そして、このままのとおりの人口減少が進行すると、労働力や消費活動の減少による経済の縮小、税収減、社会保障費の増大等を引き起こし、結果として当市の総合的な地域活力を低下させるため、地域経済社会を維持することが困難ともなり、人口減少の抑制が官民あげての喫緊の課題となっております。 弘前市では新しい総合計画の策定に伴い改訂した「弘前市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく取り組みを推進しておられ、その中においては若年層の流出を防ぎ、定着を目指すための地元求人掘り起こしや大学・企業と連携しながらの地元就職へ向けた施策の推進も図られております。 ① 当商工会議所でも大学生に対するインターンシップや地元企業の情報発信の強化、大学生及び地元大学の就職担当者との懇談会の開催等、若年層の地域定着、労働力の確保にむけた活動を展開しているところであります。しかしながら、依然として県外企業への就職を希望し、流出する若年層が多いことは否めませんことから、今後とも県、市町村、経済団体が緊密な情報交換を行っていくことが必要不可欠であります。 つきましては、合同企業説明会、就職セミナー、インターンシップの実施、地元定着を推進するための人材育成事業等、若者の地元就職・地元定着促進に向けた県と市の一体的な事業推進体制の更なる強化について要望いたします。 ② 当商工会議所青年部においても独自に「人口減少・人口流出」「少子高齢化」「人材不足」という課題を克服するべく、高校生の地元就職に関する委員会を設置しており、「若者の希望に合う仕事」「地元企業の認知」の不足について、取り組んでいるところであります。 つきましては、労働条件の改善に取り組むとともに地元企業に関する情報発信、地元就職に向けた意識づけが必要であると考え、次年度実施する事業へ教育委員会、市担当部署からの協力を要望いたします。 ③ さらに、行政や外部有識者といった方々のみならず、様々な年代、業種等の一般市民等の声を聴くことも重要だと考えます。想定されるそれぞれの社会問題について、問題別にいくつかの委員会を設置し、検討会議を開催するなど、弘前市のあるべき未来を考えるための今後に向けた具体的な取り組みを要望いたします。 ④ 給与水準の高さから都市部の企業へ就職を希望し流出する若年層が多いのは、奨学金返済の負担が大きいことが一つの要因と考えられます。 また、学習意欲ある若年者が経済的な理由により進学を諦めなければならないという状況はなくさなくてはなりません。 つきましては、若年層が県外流出する状況を食い止めるため、この問題を解決すべく具体的な方策として、下記の奨学金制度の創設を要望いたします。	

現 状 ・ 経 緯	(ア)弘前市独自の給付型奨学金制度の創設 令和２年４月から、国より高等教育の修学支援制度が設けられ、授業料等の減免、給付型奨学金の支給という２つの支援が受けられることとなりました。しかしながら、「世帯の収入によっては支援対象とならない」「満額支給対象とならない」という世帯もでできます。 つきましては、国による制度では支援対象とならない世帯や満額支給対象とならない世帯を対象とした、制度を補完するための弘前市独自の給付型奨学金制度の創設を要望いたします。 (イ)若年者の地元就職に貢献する事業所を助成する一環としての奨学金返還支援制度の創設 奨学金返還支援制度を設けている自治体は少なくなく、内容は自治体によって異なりますが、東北内では、秋田県、岩手県、山形県、市区町村では、大館市(秋田県)、石巻市(宮城県)、寒河江市(山形県)、喜多方市・いわき市・三春町・西郷村(福島県)が独自の制度を有しています。また、昨今では人材確保のために民間企業においても返還支援制度を設けているところが見受けられ、弘前市内でも実施している事業所がございます。 つきましては、若年者の地元就職に貢献する事業所に対する企業認定制度を設け、返還支援額の一定割合を助成する、金融機関からの借り入れに対しての金利の優遇、市のホームページでの取組の紹介、といった形での弘前市独自の奨学金返還支援制度の創設を要望いたします。 ⑤ 昨年度市からの回答として、産業団地の整備については、現時点では検討していないものの、平成２９年度に構成された弘前市立地環境整備検討委員会において、立地拠点形成調査業務を実施し、今後について検討していきたいという回答をいただいております。しかしながら、現時点で具体的な動きは見られず、新たな産業用地の整備には至っておりません。若者の地元離れ、県外流出が深刻化するなかで、地元企業の事業拡大や県外企業の誘致については雇用の場の確保として重要な問題だと考えております。また同年、市が整備した「企業立地ワンストップ窓口」についても市民への認知度は依然として低く、活用者が少ないことが現状であるため、新たな産業団地を整備し、雇用確保を要望するとともに、「企業立地ワンストップ窓口」の周知ＰＲを徹底して行い、手続きをよりスムーズに行うことができるよう要望いたします。
-----------------------	---

- ①…商工部 商工労政課
- ②…商工部 商工労政課
- ③…商工部 商工労政課、企画部 企画課
- ④…商工部 商工労政課、教育委員会 教育総務課
- ⑤…商工部 産業育成課

市の処理方針	
現 状 ・ 経 緯	① 若年者の地元就職・地元定着を促進にあたっては、県や市、大学、地元企業、商工会議所等の関係団体が連携・協力しながら取り組んでいく必要があることから、一昨年度から県主催により、県及び各市、各地区雇用対策協議会等による若者の県内就職や定着、ＵＪＩターン就職促進に向けた取組に係る情報共有、連携・協力体制の在り方をテーマとした意見交換会を行っております。 さらに、今年度は、県中南地域県民局主催により、中南地域のものづくり企業等の人材確保について、県労政・能力開発課及び県教育委員会、管内市町村、管内商工団体の情報共有及び連携強化を図り、圏域が一体となった効果的な取組を検討する連絡会議が開催されたところです。

- ② 若年者の地元就職・地元定着の促進にあたっては、地域が一体となって取り組んでいく必要があることから、これまで、国や県、市、地元企業、商工会議所等の関係団体が連携しながら、「合同企業説明会・面談会」や「企業と高校生の相互理解促進セミナー」等を開催し、高校生の地元就職促進に取り組んできているところです。
- ③ 市では、平成31年3月に当市の最上位計画である「弘前市総合計画」を策定し、人口減少や超高齢社会の進行に伴う様々な課題の解決に向け、まちづくりを進めているところです。策定にあたっては、商工分野や観光分野等15分野においてテーマごとの各種団体意見交換会を実施したほか、市民意見交換会や市政懇談会など合わせて延べ1,091人の市民の皆様にご参加いただき、そこでいただいたご意見を、総合計画策定の際に参考とさせていただきました。また、総合計画審議会の委員には、貴所副会頭のほか、公募により市民にも就任いただき、定期的にご意見等をいただいているところです。
- また、令和2年3月に策定を予定している「第2期弘前市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、「安定した雇用創出とくらしを支える地域産業の基盤整備」などを基本目標に据え、これまでの人口減少対策を更に強化・加速させ取り組むこととしております。
- ④
(ア)弘前市独自の給付型奨学金制度の創設
- 当市では、教育の機会均等を保障する観点から、無利子の貸与型奨学金制度を実施しております。
- また、入学時にかかる教育費に対するニーズがあったことから、平成30年度進学者より、従来から行っております入学後の月額貸与に加え、希望する場合には貸与予定総額の一部を入学一時金として入学前に前倒しして貸与する仕組みを新たに設けております。
- (イ)若年者の地元就職に貢献する事業所を助成する一環としての奨学金返還支援制度の創設
- 奨学金返還支援制度の創設につきましては、県と連携しながら広域的に取り組むことによって、より効果的に地元就職・地元定着につながることから、平成30年度青森県重点要望事項の中で、奨学金返還支援制度について要望しましたが、国及び他自治体の動向をみながら検討していく旨の回答であり、制度の実施にはいたっておりません。
- ⑤ 地方都市では、若者の流出による人口減少や少子高齢化が進んでおり、特に当市では、15歳から19歳、並びに20歳から24歳の階層の人口が大幅に減少していることから、高校卒業や大学卒業のタイミングで転出するケースが多いものと捉えています。
- この課題解決のためのポイントの一つが、若年層の市内定住を促進するための働く場の創出であり、既存立地企業の業務拡大や新たな企業の誘致を推進することが重要であると認識しています。
- このことから、日頃から、市内の食品製造業や縫製企業、情報サービス関連企業等を訪問し、生産性向上や人材確保等の幅広い内容の情報収集を行い、各々の状況に応じた支援を講じています。
- 中でも、事業者が工場等を立地しようとする際、立地前の照会から立地後のアフターフォローまで、一つの窓口で一貫して迅速に対応する企業立地ワンストップ窓口を設置し、立地前、立地後に関わる各種相談に応じるとともに、諸手続きに必要な指導、助言を行っており、最近二カ年においては、オフィス内で勤務する情報サービス関連企業5社の誘致認定につながっております。

- ① 県では、今後も連絡会議を開催し、効果的な取組を検討・実施していくこととしておりますが、市といたしましても、若年者の地元就職・地元定着を促進するためには、地域が一体となって取り組む必要があると考えていることから、各関係機関・団体等と一体的な推進体制を維持・強化しながら、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。
- ② 高校生の地元就職を促進するためには、地元企業の情報や魅力を効果的に発信し、地元企業についての理解促進を図る必要があると考えております。
そのためには、関係機関・団体等が連携することはもちろん、地元企業の協力も不可欠であり、それぞれの主体が役割分担しながら、一体となって取り組んでいく必要があると考えていることから、貴所が設置している「高校生の地元就職に関する委員会」とも連携・協力しながら取り組んでまいりたいと考えております。
- ③ 市では、弘前市総合計画に掲げる将来都市像「みんなで創り みんなをつなぐ あずましいうりんご色のまち」の実現に向け、様々な場面で市民等の意見を聞きながら定性分析を行い、事業の見直し、改善を進めております。市民の声は、市政を推進するうえで非常に重要なものと認識しておりますので、引き続き、各部が所管する業務に関する協議会や委員会などの附属機関で得られる市民、企業等のニーズ、そして市議会など多くの市民の声を丁寧に関心しながら、市民が住みよいまちづくりを進めてまいりたいと考えております。
また、貴所設置の部会や委員会等に当市職員が出席させていただくなど、さまざまな機会を捉え、広く市民や事業者の声を聞きながら、各種施策に活かしてまいりたいと考えております。
- ④
(ア)弘前市独自の給付型奨学金制度の創設
国による高等教育修学支援制度など他の制度が変化している中であって、当市の奨学金制度も見直す必要があるものと考えております。
給付型奨学金制度や返還免除型奨学金制度などへの改正も視野に入れて、前向きに検討してまいります。
- (イ)若年者の地元就職に貢献する事業所を助成する一環としての奨学金返還支援制度の創設
奨学金返還支援制度の創設につきましては、若年者の地元就職につながる手法の一つであると考えておりますが、県や周辺市町村が連携して実施することにより広域での人材確保につながるなど、より効果的な制度になると考えられることから、県の動向や他自治体の状況も見ながら、制度の必要性や効果について研究してまいりたいと考えております。
一方、弘前大学が中心となって取り組んでいる「オール青森で取り組む「地域創生人財」育成・定着事業（COC+）」や大手就職情報会社が実施した調査では、学生が就職先を選択する際に重視する項目として、企業の福利厚生制度や新人教育体制の充実、職場の雰囲気、企業の将来性、賃金水準などが上位に挙げられていることから、こうした点を充実させ企業の魅力も高めることも、若年者の地元就職につながるものと考えております。
市といたしましては、引き続き、地元企業の採用活動支援、インターンシップの実施推進、地元企業と学生のマッチングを図る取組を推進してまいります。若年者の地元就職・地元定着を促進するためには、小・中学生の早い段階から、地元の産業や企業を知る機会を作ることが重要であると考え、今年度から、小・中学生とその親を対象とした、農業や工芸品などの地元産業の体験、市内に立地する工場や事業所の見学等を実施しており、来年度から、小・中学校の授業でそのような取組ができるよう、その仕組みづくりを進めているところであります。

今後の 処理 方針	小・中学生の段階から、授業や職場体験等で地域に根差した産業や企業を知り理解を深める機会を作るとともに、就職先の決定に影響を与える親や教職員にも、地元の産業や企業と一緒に知る機会を作り理解していただくことにより、将来、地元就職を選択する若年者が増えてくると考えております。				
	⑤ 産業用地の整備については、地域経済の活性化に大きく寄与するとともに、重要な雇用の受け皿の一つと認識して、これまで検討を重ねてきました。				
	しかしながら、全国的な工場立地の状況や、他都市における分譲状況を分析した結果、多額のコストに伴う整備後の売れ残りリスクが懸念されることから、現状では市が主体となる産業用地の整備は困難であると考えており、現在、その他の整備手法について他都市の事例・状況等を調査しているところであります。				
	また、当市には魅力ある誘致企業や地元企業が数多くありますが、企業からは人材不足であるといった声も聞いております。このことから、まずは地域企業の魅力を多くの人たちに伝え、雇用確保等に繋げていく取り組みを進めてまいります。				
	併せて、企業誘致に関しても、引き続き、関係機関、企業、関係者、新聞等から積極的に情報収集を行い、その情報を基に、誘致のきっかけづくりや企業訪問に結び付け、情報サービス関連企業をはじめとした当市の特性を活かした幅広い業種の誘致に繋がるよう、様々な活動を展開してまいります。				

担当①：商工労政課	雇用支援係	係長	中谷 陽	内線 9 1 8
担当②：商工労政課	雇用支援係	係長	中谷 陽	内線 9 1 8
担当③：商工労政課	政策調整担当	総括主査	今 隆洋	内線 4 3 2
企画課	政策調整担当	主査	猪股 豪	内線 5 3 8
担当④：教育総務課	総務係	総括主査	中一 詔子	内線 7 4 4
商工労政課	雇用支援係	係長	中谷 陽	内線 9 1 8
担当⑤：産業育成課	産業振興係	主事	黒田 麻美	内線 9 6 0

弘前商工会議所要望事項	
要望事項 1	日本一の生産量を誇るりんご王国を維持するための継続的な支援について
要望事項の内容	①りんごの更なる消費拡大を目指し、国内外への販売強化に向けた新たな市場開拓や宣伝事業の支援強化 ②りんごを使ったヒット商品の開発・販売ノウハウの構築を目指したセミナーや専門家派遣の無料化 ③放任園地の有効活用と取得支援、機材等の貸与制度等各種支援制度の拡大 ④農業者の兼業化・高齢化による後継者不足への対策強化
現状・経緯	日本一を誇る弘前市のりんご生産ですが、高齢化や後継者不足により放任園地の増加の問題等、依然として様々な問題を抱えています。日本一のりんご生産量を維持し、更なる発展を目指すために継続して要望いたします。 ①りんごの更なる消費拡大を目指し、国内外への販売強化に向けた新たな市場開拓や宣伝事業の支援強化 りんごの消費拡大が、当市の大きなPRになり、経済の発展に影響を与えることから、更なる販売強化に努めるなかで、新聞・TV等のメディアだけではなく情報化社会の現代において強力な影響力のあるSNSの有効活用を通じ、国内外への積極的な宣伝・市場開拓への支援強化を要望いたします。 ②りんごを使ったヒット商品の開発・販売ノウハウの構築を目指したセミナーや専門家派遣の無料化 消費者のニーズの多様化や、企業間の商品開発競争も年々激化し、専門的な知識が無ければ、商品開発、販売ノウハウの構築、マネジメントも含めヒット商品の開発が難しい状況となっております。 より多くの企業で、専門家の派遣の利用やセミナーを受講し、企業の商品開発に活かすためにも年間を通しての活用が必要でありますので、金額的な面での負担の無い支援を要望いたします。 ③放任園地の有効活用と取得支援、機材等の貸与制度等各種支援制度の拡大 今後、農業者の就業人口の増加、高収益経営化を目指すため、規模の拡大等をしていく上で、遊休園地となっている放任園地等の有効活用が重要であります。取得資金が課題となっております。 取得資金の支援があることにより、より多く放任園地の活用が期待されます。また、園地の拡大に伴い更なる経営規模の拡大や経営の多角化、作業効率の大幅向上を図るため、ICTを活用した農業用機械の整備等の支援により、スマート農業経営の実現に向けた取り組みを要望いたします。 ④農業者の兼業化・高齢化による後継者不足への対策強化 日本一のりんごの生産量を誇る当市は、現在、農業就業人口の減少と高齢化に伴い、農業後継者等の育成や確保が、喫緊の課題であります。就業人口の更なる減少を防ぐためにも、依然として受診率が芳しくない状況である農業者の定期健康診断並びに定期健康診断後の精密検査の更なる受診率向上に関して、就業人口の減少の食い止めや後継者の育成を担う農業者の維持の観点から、健康問題も含めた後継者不足に関しての対策を要望いたします。

①…農林部 りんご課

②…農林部 農政課

③…農林部 農政課・りんご課

④…健康こども部 国保年金課・健康増進課、農林部 農政課

市の処理方針

現
状
・
経
緯

①りんごの更なる消費拡大を目指し、国内外への販売強化に向けた新たな市場開拓や宣伝事業の支援強化

りんごの消費拡大のため、平成２３年度から東京・大阪をはじめとした消費地で「弘前産りんごＰＲキャラバン」を開催しております。平成２３年度の全国９エリアから現在は１２エリアに拡大、併せて全エリアにおいて「弘前アップルウィーク」を実施しております。

国外への輸出の推進については、原発事故の影響による各国のりんご輸入規制の解除や輸出環境の正常化を市からの重点要望事項と位置づけ、県を通じ国に働きかけてきております。また、果物交流を図っている台湾台南市等でのりんごキャンペーンの継続実施、関係機関（県・青森県農林水産物輸出促進協議会など）と連携しながらの新たな市場調査、情報収集のほか輸出セミナーの開催や支援事業による輸出促進に向けた取組を行っております。

②りんごを使ったヒット商品の開発・販売ノウハウの構築を目指したセミナーや専門家派遣の無料化

青森県が毎月定期的で開催している「ＡＢＣ（あおもり食品ビジネスチャレンジ）相談会」では、りんごを含む県内の農林水産物等を活用し、付加価値の高い商品づくりやこれに伴う事業拡大等に取り組む事業者を対象に、専門家（商品開発、経営革新、ＷＥＢ等）が支援制度などの情報提供や具体的なアドバイスをしております。また、相談料は無料となっており、会社、個人を問わず利用できます。

相談会には県から派遣された青森県よろず支援拠点、地方独立行政法人青森県産業技術センターの専門家のほか、県並びに市の職員も同席し、利用できそうな補助制度等の紹介などのサポートを行っております。中南地域では弘前合同庁舎、県産業技術センター弘前工業研究所、食ラボひらかわを会場として開催されております

また、このほかにも、青森県６次産業化サポートセンターでは、民間の専門家等を無料で派遣して６次産業化に向けた支援を行っております。

③放任園地の有効活用と取得支援、機材等の貸与制度等各種支援制度の拡大（放任園の取得について）

農業委員会の農地利用状況調査により、令和元年１１月末時点で遊休農地のうち樹園地（いわゆる放任園）が市内に約２２haあることを確認しております。

当該放任園の解消に向けて農業委員会と連携し鋭意伐採等の対策を講じていますが、所有者不明の園地については、簡単に伐採することができません。また、放任園の多くは小規模分散的かつ条件不利であることから、担い手が当該農地を取得するインセンティブが低い実情にあります。

なお、遊休農地（放任園を含む）を再生利用する場合は、当該取組に対する市の助成措置がありますので、農政課にご相談いただければと思います。また、市から認定を受けた個人及び法人（認定農業者）が農地を取得し、規模拡大等を図る場合に利用できる「農業経営基盤強化資金（通称：スーパーＬ資金）」や、一定の条件を満たす農業者が利用できる「経営体育成強化資金（通称：前向き投資資金）」等の低利または無利子の資金制度を設けております。

(スマート農業について)

りんごをはじめとした果樹生産については、稲作などの土地利用型農業に比べて、そもそも機械化自体が進んでおりません。

国の機械導入助成事業は、スマート農業機械の導入を別枠で優先的に支援していますが、上記の理由から、りんごをはじめとした果樹で導入可能なスマート機器はまだ少ないのが現状であります。

市では、りんご産業におけるスマート農業の可能性を探るため、令和2年2月3日に「りんご産業イノベーションセミナー」をヒロロで開催するとともに、同日「スマート農業展示会」を開催し、りんご産地においても導入可能性のある機器のメーカーにも複数社出展いただいております。

④農業者の兼業化・高齢化による後継者不足への対策強化

当市では、今後の農業の担い手を育成・確保するため、国の事業である「農業次世代人材投資事業」を積極的に活用し、新規就農者に対して経営開始直後に必要な資金を交付するとともに、県や農協、農業委員会等と連携し、就農定着を支援しております。

また、当市の基幹産業であるりんご生産を支える新規就農者や補助労働力の確保・育成を図るため、市りんご公園において摘果や着色管理、収穫などの各種生産工程について実践的な研修を行う「初心者向けりんご研修会」を平成29年度から開催するなどし、農業分野における人材確保に努めております。

健康問題については、40歳以上の国民健康保険加入者へ「国保特定健康診査」・「人間ドック」・「脳ドック」を、後期高齢者医療制度加入者へ「後期高齢者健康診査」・「歯科健診」を実施しているほか、健診受診率向上のため、健診未受診者に対する受診勧奨を継続して実施しております。

今年度は「相馬地区」と「新和地区」において、国保年金課職員が訪問による健診受診勧奨を実施したほか、管内農協の広報紙等に健診受診勧奨記事の掲載などを行いました。

健診を受診した結果、精密検査が必要とされる方には、健診受診医療機関において精密検査を勧奨するほか、メタボリックシンドロームのリスクがあると判定された方には、市の保健師・管理栄養士から特定保健指導の利用を勧奨しております。

また、40歳以上を対象とする国保特定健康診査において、40歳ですでに健診結果が良くない方が見受けられることから、市では、20～39歳の若い世代を対象に、特定健康診査と同内容の「20・30代健診」を実施しております。

実施にあたっては、つがる弘前農業協同組合や相馬村農業協同組合の青年部と連携し、集団で健診を受診していただいております。健診結果については、各青年部の支部ごとに結果説明会を開催し、市保健師が直接保健指導を行い、若い世代からの生活習慣見直しを支援しております。

このほか、市が実施する農業者団体の農業経営力の向上に資する活動に対する補助事業において、活動参加者の過半数が健診等を受診した場合に補助金の上限額を引き上げるなどし、農業者の健康維持に対する意識向上を図っているところであります。

- ①りんごの更なる消費拡大を目指し、国内外への販売強化に向けた新たな市場開拓や宣伝事業の支援強化
- りんごの消費拡大を目的とした「弘前産りんごPRキャラバン」を継続し実施していることから、市場・青果会社等との関係強化が図られ、弘前産りんごに特化した売場による「弘前アップルウィーク」の実施店舗数・取扱数量は確実に増加傾向にあります。
- 今後も、これまでの取組をベースとしながら、市場や店頭でのトップセールス、自治体や企業等への表敬訪問、小学校などでの食育授業、また、新聞・TV等のメディア活用やSNSを活用した取組の工夫など、新たなPR方法も取り入れながら、各エリアの特性に合わせた活動を展開しながら開催エリアの見直し・拡大も検討し更なる販路の開拓・拡大に引き続き努めてまいります。
- 輸出の推進についても、青森りんごの評価が高い台湾台南市との果物交流を継続してきたことにより、平成29年12月には弘前市、台南市、青森県の3者による友好交流に関する覚書を締結し、今まで以上に、活発な交流の促進が期待されます。
- これからも、交流事業を継続し新たな販路拡大を推進するとともに、輸出候補国での市場調査や商談に対する支援に加え、新たに輸出先の開拓や販売促進に係る支援策を増強して、りんごの輸出促進を図ってまいります。
- ②りんごを使ったヒット商品の開発・販売ノウハウの構築を目指したセミナーや専門家派遣の無料化
- りんごを使った新商品の開発、販売については、あおもり食品ビジネスチャレンジ(ABC)相談会を活用して、付加価値の高い商品づくりやこれに伴う事業拡大等に取り組んでいただきたいと考えております。ABC相談会については、広報誌、HPなどで周知を図り、より多くの方が活用されるように努めてまいります。
- ③放任園地の有効活用と取得支援、機材等の貸与制度等各種支援制度の拡大
- 引き続き、農業制度資金の周知を図るほか、地域農業者の話し合いのある集落座談会を開催し、規模縮小農家や離農希望者の農地を遊休化する前に担い手に集積するよう促していくとともに、農業委員会と連携し農地のあっせんを行うなど、農地の活用促進を図ってまいります。
- また、耕作放棄地対策事業の周知を図ることで、耕作放棄地の再生を行い、農地の有効活用に努めてまいります。
- 農業用機械の導入等については、昨年度、今年度と二カ年実施した農作業省力化・効率化対策を継続して実施することを検討するとともに、国の「強い農業・担い手づくり総合支援事業」等の活用を図るなどし、農業者の機械導入や施設整備を支援してまいります。
- ④農業者の兼業化・高齢化による後継者不足への対策強化
- 引き続き、国の事業を活用しながら新規就農者に係る負担軽減を図りつつ、一人でも多くの新規就農者が定着できるよう県や農協、農業委員会とも連携しながら、新規就農者の育成・確保に努めてまいります。
- 健診については、受診環境整備の取組として「新和地区」に近接する板柳町の医療機関での「国保特定健康診査」・「後期高齢者健康診査」の実施に向けて、検討を進めてまいります。また、健診未受診者への受診勧奨を農業者が多い地区にも展開していくほか、広報・周知は広報ひろさき及び農業ひろさきに加え、農業協同組合の広報紙においても行ってまいります。
- 健診受診後の精密検査未受診者に対する医療機関の受診勧奨や、メタボリックシンドロームのリスクがあると判定された国民健康保険加入者に対する特定保健指導の利用勧奨も引き続き行ってまいります。

今後の 処理 方針	20・30代健診については、新たに津軽みらい農業協同組合と連携し、集団健診の実施を検討し、健診後の結果説明会については栄養指導を強化するなど内容を充実させ、若者の健康づくりを引き続き支援してまいります。 このほか、農業者団体の経営力向上に向けた取り組みへの支援において、引き続き健診受診を要件に支援内容を拡充するなどし、農業者の健康維持に向けた取り組みを促してまいります。
-----------------	--

担当①：りんご課	販売促進係	主幹兼係長	成田 真也	内線 5 8 7
担当②：農政課	農産係	係長	齋藤 大介	内線 5 8 6
担当③：農政課	農業振興係	係長	丸岡 基洋	内線 5 8 1
りんご課	生産振興係	主査	柿 真一	内線 5 0 2
担当④：国保年金課	国保健康事業係	係長	川畑 和之	内線 2 0 6
健康増進課	成人保健・がん対策担当	主幹	澤居 吏香子	内線 4 5 2
農政課	農業振興係	係長	丸岡 基洋	内線 5 8 1

弘前商工会議所要望事項	
要望事項 2	「弘前の地酒とシードルで乾杯条例」の早期実現について
要望事項の内容	弘前独自のブランドを使った条例制定による、地元の物産、食文化への更なる関心向上に向けた理念条例としての早期制定
現状・経緯	平成25年1月に京都市が制定して以来、地元産の酒の消費拡大を図る乾杯条例は全国各地に広がっており、秋田県や山形県、福島県などで制定され、青森県内においても平成26年11月に黒石市、平成27年3月に鱒ヶ沢町が施行しています。 個人の嗜好に関する問題などがありますが、弘前市は、日本酒・シードル共に様々な賞を受賞するなど、日本酒・シードル共に高いブランド力があり、弘前独自のブランドの関心を高めていく上でのさきがけとなりうる存在であります。乾杯運動のみの普及啓発活動だけではなく、乾杯条例制定により、市や業者などの更なる連携・協力を促進し、県外からの観光客など様々なターゲットに対し、消費拡大並びにPR、普及啓発を図るため、条例の早期制定について要望いたします。

商工部 産業育成課

市の処理方針	
現状・経緯	【乾杯条例の現状】 乾杯条例は、平成25年1月に京都市が制定して以来、全国各地で制定が相次いでおり、本県においても平成26年11月に黒石市、平成27年3月に鱒ヶ沢町が制定しております。 その一方で、「個人の嗜好の問題」などとして条例化に至らなかった自治体も存在しております。（宮崎県都城市） 【弘前市の日本酒・シードル】 名峰岩木山の恵みを受けた当市は、江戸時代から続く老舗など6箇所日本酒蔵元が存在している、県内でも有数の地酒づくりが盛んな地域です。世界規模や全国規模の大会においても金賞を受賞するなど、当市の日本酒に対する評価は大変高いと言えます。 また、シードルについても世界規模の大会で受賞するなど高い評価を得ております。

○弘前産日本酒の受賞歴

・インターナショナルワインチャレンジ S A K E 部門

- 平成 2 5 年 4 月 六花酒造 大吟醸じょっぱり（金賞）
 齋藤酒造 六根 翡翠 純米大吟醸酒（金賞）
 平成 2 6 年 4 月 六花酒造 純米大吟醸 じょっぱり華想い（金賞）
 平成 2 8 年 5 月 六花酒造 純米大吟醸 じょっぱり華想い（金賞）
 平成 2 9 年 4 月 六花酒造 純米大吟醸 じょっぱり華想い（銀賞）
 平成 3 0 年 5 月 六花酒造 純米大吟醸 じょっぱり華想い（金賞）
 六花酒造 大吟醸 じょっぱり華想い（銀賞）
 齋藤酒造 純米大吟醸 六根ダイヤモンド（銀賞）
 平成 3 1 年 4 月 松緑酒造 純米吟醸 六根サファイア（金賞）
 六花酒造 純米大吟醸 じょっぱり華想い（銀賞）等

・全国新酒鑑評会

- 平成 2 6 年度 三浦酒造 豊盃（金賞）
 六花酒造 じょっぱり（金賞）
 平成 2 7 年度 三浦酒造 豊盃（金賞）
 六花酒造 じょっぱり（入賞）
 平成 2 8 年度 六花酒造 じょっぱり（入賞）
 平成 2 9 年度 六花酒造 じょっぱり（金賞）
 平成 3 0 年度 六花酒造 じょっぱり（入賞）
 三浦酒造 豊盃（入賞）等

○弘前産シードルの受賞歴

- 平成 2 8 年度 タムラファーム(株) タムラシードル（S w e e t、B r u t）
 （pomdool賞 アップルスパークリングワイン部門）
 平成 2 9 年度 タムラファーム(株) タムラシードル（紅玉）
 （pomdool賞 アップルスパークリングワイン部門）
 平成 3 1 年度 もりやま園(株) テキカカシードル
 （JAPAN CIDER AWARDS 2019 日本部門 大賞）等

【市及びBUYひろさき推進本部のこれまでの取組】

市及びBUYひろさき推進本部では、地酒やシードルの普及啓発の取組として、広報ひろさきや市ホームページでのPR活動、既に条例を制定している自治体へのアンケート調査、宿泊施設や飲食店に「弘前のお酒で乾杯運動」協力依頼・啓発チラシ配布、実態調査などを実施しております。また、当市物産品の「ひろさき受賞商品PR大作戦」により、全国・国際レベルで受賞した日本酒やシードルを様々な場面でPRしており、その他、りんご公園でのシードルナイトの開催や国内外の物産展等においてもPRを行っております。

○平成 2 7 年度の取組

・既に条例を制定している自治体へのアンケート調査

（平成 2 7 年 6 月実施 照会：3 6 自治体／回答：3 1 自治体）

アンケート調査では「条例制定は大きな効果があった」が 6 %、「少し効果があった」が 7 4 %の回答を頂いておりますが、「条例を制定することが目的ではなく、地域に即した取組を行うことが重要」や、「嗜好品のため、好まない人への配慮が必要」、「条例制定後も条例の主旨等PRできる場を作っていくことが必要」などのご意見も頂いております。

・広報ひろさき・市ホームページでの啓発

（平成 2 7 年 1 2 月実施 「年末年始は弘前のお酒で乾杯」）

・国内外の物産展等において日本酒・シードルの販売・PR

・りんご公園シードルナイト開催

○平成２８年度の取組

- ・ 宿泊施設・飲食店への啓発チラシ配布・実態調査
(平成２８年１２月実施 配布件数５９件)
実態調査の結果では、現在、弘前のお酒での乾杯をお薦めしているのは３割程度で、「よい取組だ」というご意見がある一方で、「お客様の嗜好の問題がある」という慎重なご意見もありました。
- ・ 市ホームページでの啓発
(平成２８年１２月実施 「年末年始は弘前のお酒で乾杯」)
- ・ ガイドひろさきに啓発広告掲載
- ・ ひろさき受賞商品ＰＲ大作戦
 - ①ひろさき受賞商品認定
 - ②市ホームページでＰＲ
 - ③首都圏の企業内で行う物産展にて販売・ＰＲ
 - ④ふるさと納税の返礼品
- ・ 国内外の物産展等において日本酒・シードルの販売・ＰＲ
- ・ りんご公園シードルナイト開催

○平成２９年度の取組

- ・ 関係団体への周知
- ・ ひろさき受賞商品ＰＲ大作戦
 - ①市ホームページでＰＲ
 - ②首都圏の企業内で行う物産展にて販売・ＰＲ
 - ③ふるさと納税の返礼品
- ・ 国内外の物産展等において日本酒・シードルの販売・ＰＲ
- ・ りんご公園シードルナイト開催
- ・ ガイドひろさきに啓発広告掲載

○平成３０年度の取組

- ・ 貴所食品・農産物部会へ市方針を説明
- ・ 受賞商品ＰＲ販売促進
 - ①市ホームページにてＰＲ
 - ②市本庁舎１階市民ギャラリーにてＰＲ
 - ③首都圏の企業内で行う物産展にて販売・ＰＲ
 - ④ふるさと納税の返礼品
- ・ 国内外の物産展等において日本酒・シードルの販売・ＰＲ
- ・ りんご公園シードルナイト開催
- ・ ガイドひろさきに啓発広告掲載

○令和元年度の取組

- ・ 受賞商品ＰＲ販売促進
 - ①市ホームページにてＰＲ
 - ②市本庁舎１階市民ギャラリーにてＰＲ
 - ③首都圏の企業内で行う物産展にて販売・ＰＲ
 - ④ふるさと納税の返礼品
- ・ 国内外の物産展等において日本酒・シードルの販売・ＰＲ
- ・ りんご公園シードルナイト開催

今後の 処理 方針	乾杯条例制定の目的は、主として、乾杯を推進することで地元の日本酒やその他の酒類を普及啓発し、消費拡大を図ることにあります。 市及びBUYひろさき推進本部では、地酒やシードルなどの消費拡大を図るためには、まずは積極的に認知度を高めることが重要であると考え、これまで様々な手段を用いて、乾杯条例制定と同じ目的達成に向け取り組んでまいりました。 市といたしましては、乾杯条例の制定を実現するためには、市民が地酒やシードルを愛用するための意識付けが必要だと考えており、そのためには、上記のような様々な認知度向上に関する取り組みを積み重ねていくことが重要であると考えております。併せて条例制定による効果が一過性のものではなく、持続性が必要であると考えております。 市では、今後とも積極的に地酒やシードルの認知度向上に努めるとともに、条例制定に向けた機運を醸成するために民間が行う取り組みへの協力体制や、関係団体間等の更なる連携を促進し消費拡大、PR等に関する取り組みを図ることについて、貴所と協議・検討してまいりたいと考えております。
--------------------------	--

担当：産業育成課 物産振興係 主査 花田 孝文 内線 252

弘前商工会議所要望事項	
要望事項 3	JR 弘前駅とえきどてプロムナード間のアクセス性の向上について
要望事項の内容	J R 弘前駅中央口から大町遊歩道（えきどてプロムナード）へ抜ける地下道へのエスカレーターの設置
現状・経緯	昨年度、市からは、地下道の現在の利用状況等を勘案すると、エスカレーターを設置する必要性はなく、設置を考えていないという回答をいただいております。 弘前駅から土手町方面への通行手段としては、地下道の利用が一番望ましいと考えます。しかしながら階段の昇降を省くために地下道を利用せずに、横断歩道のない道路を横切る人は、依然として多く見受けられ交通事故の発生が懸念されます。 当市を訪れる観光客は年々増加傾向にあり、2020 年には東京オリンピックも開催されることから今後さらに増加すると見込まれております。また 2030 年には北海道新幹線も函館から札幌へ延伸予定であり、本州から北海道に向かう観光客にとっての玄関口となることも予想されます。市内の状況としては吉野町煉瓦倉庫において工事が進められており、2020 年 4 月には弘前れんが倉庫美術館の開館、隣にはシードル工房の建設も決まっております。 地下道をさらに多くの人に利用していただき、えきどてプロムナードのさらなる利用促進、駅前・大町、土手町・吉野町方面への誘客による中心市街地への寄与、市民及び観光客も含めた利用者の安全確保及び更なるバリアフリー化のための手段として、J R 弘前駅中央口広場地下道へのエスカレーターを設置するなど、利便性の向上実現のため、再度強く要望いたします。

建設部 土木課

市の処理方針	
現状・経緯	J R 弘前駅および弘南鉄道大鰐線中央弘前駅の 2 つの駅の活性化と交通結節点の機能強化を図るため、平成 25 年度に「駅前広場周辺地域活性化基本構想検討委員会」を設置し、利活用について基本構想を策定しております。 基本構想では、J R 弘前駅からえきどてプロムナードへの動線及び連続性の強化により、周辺商業施設へと人の流れをつくりだすアクセス方策が検討されました。その中では、現状における J R 弘前駅とえきどてプロムナード間のアクセス手段において、弘前駅中央口広場地下道を利用せず、車道部を横断する利用者が多くなっているため、J R 弘前駅とえきどてプロムナード間のアクセス性を向上させる整備イメージ案としてペDESTリアンデッキの架設も含めて検討されました。 なお、弘前駅中央口広場地下道は駅前広場から駅前公園及びえきどてプロムナードへ通ずる地下通路として、車両交通の円滑化及び歩行者の安全確保を目的として整備され、平成 9 年 4 月より供用を開始しております。

今後の処理方針	弘前駅中央口広場地下道線は、市道として管理しており、市が管理する市道については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」の規定に基づき、「弘前市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）」による道路移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努める義務が課せられております。 当該地下道は、条例第１１条の「立体横断施設」にあたり、同条第２項には「移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。」と規定されており、条例による基準は満たしているものであります。 次に、同条第３項に、「移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障がい者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。」と規定されているところであります。 当該地下道へのエスカレーター設置については、先にあげた基本構想においても整備イメージ案の一つとして示されたところであり、設置できれば当然に更なる利便性等の向上に繋がるものと考えております。しかし、設置にあたっては、大規模な掘削工事や施設改修工事を行う必要があり、設置後も保守点検費用や電気料金等、多額の費用が必要となります。これらのことから、今後は歩行者の利用状況や動向等を調査し、将来の財政状況及び経済性等を踏まえ、設置の必要性を継続して研究してまいりたいと考えております。 また、同時に当該地下道及びえきどてプロムナードの利用促進対策として、地下道及び既設エレベーターのより一層の快適化や周知・利用促進に取り組み、観光都市弘前の玄関口であるＪＲ弘前駅周辺の利便性向上に繋げてまいりたいと考えております。
---------	--

担当：土木課 総務係 主幹兼係長 大和田 淳 内線４１１

弘前商工会議所要望事項	
要望事項 4	弘前市ファシリティマネジメント基本方針に基づく公共施設の利活用の推進について
要望事項の内容	① 地域住民の安全面を考え、老朽化した市の公共施設について、様々な財源を駆使し、建物の適切な維持管理と長寿命化を図るよう要望 ② 弘前市内小学校廃校利活用を積極的に推進するための積極的情報公開・推進体制を構築し、賃貸・無償譲渡・減額等を含む、積極的な利活用を推進する仕組みの構築による廃校地域の活性化の推進
現状・経緯	① 弘前市公共施設白書や弘前市ファシリティマネジメント基本方針によると、本市が保有する施設は、平成25年4月1日現在で建物が1,454棟、延床面積にして約71万㎡となっており、そのうち大規模改修が必要とされる建築後30年を経過した建物は、平成27年度に746棟、延床面積にして34万㎡と全体の50%位になります。そのため地域住民の安全面を考え市の公共施設の適切な維持管理と長寿命化が必要です。 つきましては、地域住民の安全面を考え、老朽化した市の公共施設について、様々な財源を駆使し、建物の適切な維持管理と長寿命化を図るよう要望いたします。 ② 現在、弘前市内には廃校となった小学校が5校あり、いずれも土地・建物がそのまゝの状態が存在し、民間への売却も進んでいない状態です。今後も廃校が増えていくことが予想されます。 文部科学省では廃校の有効活用を促進するという観点から手続きの簡素化等を進めており、全国各地で廃校を活用したレストランや宿泊施設、ベンチャー企業のシェアオフィス等として活用されております。 弘前市におかれましては、来年4月、吉野町に「弘前れんが倉庫美術館」が開館しこれまで以上にクリエイティブな街になることが想定されます。廃校となった小学校は敷地面積が広く、1社のみでの利用は難しいと考えます。そこで、複数の事業者やクリエイター等が利用できるような仕組みづくり、また、それぞれの地域に合わせた廃校の利活用ができるよう早急な仕組みづくりを要望いたします。

財務部 管財課

市の処理方針	
現状・経緯	① 公共施設等の老朽化に伴う更新・改修のための財源不足が懸念されていることから、施設ごとに更新、集約化・複合化、長寿命化等といった具体的な対策を示す個別施設計画の策定作業を進めており、令和2年度中の公表を目指しております。 ② 地元を含めた民間での活用を検討したうえで、必要に応じて売却や貸付を行っております。なお、令和元年8月に実施した一般競争入札によって、旧修斉小学校は民間へ売却いたしました。

今後の 処理 方針	① 点検・診断によって得られた個別施設の状態や地区ごとの人口推移や施設の配置状況、まちづくりの視点などを考慮した上で、施設の長寿命化を始めとする老朽化対策について有利な財源を確保しつつ実施してまいります。 ② 廃校となる小学校の利活用に関しては、サウンディング型調査やプロポーザルを行い、利活用しやすい仕組み作りを検討するとともに、利活用が見込まれないものについては他自治体の例を参考に、積極的に民間による転用が図られるよう取り組んでまいります。
--------------------------	---

担当：管財課 施設マネジメント係 主幹兼係長 笹田 哲文 内線 9 0 1
財産係 係長 工藤 雅生 内線 2 4 6

弘前商工会議所要望事項	
要望事項 5	国土強靱化地域計画の早期策定と必要な工期の確保及び施工時期の平準化について
要望事項の内容	①弘前市の強靱化を推進するため、国土強靱化地域計画の早期策定 ②公共工事の施工時期の平準化を図るため、計画的な発注や他の発注者との連携による中長期的な発注の見通しの作成及び公表を行うこと ③工期が1年以上の工事のみならず、工期が1年に満たない工事についても翌年度にわたる工期の設定を行うなどの具体的な取組
現状・経緯	① 度重なる全国での台風、豪雨、大雪等の気象災害や、地震、火山等の地象災害により、地域、個人からそれまで培ってきた一切のものを一瞬にして奪ってしまうなど、住民の生命財産が脅かされています。今後も更なる気候変動により、局所的短時間豪雨災害等はますます頻繁化・激甚化することや巨大地震、岩木山噴火等の発生が懸念されております。 そのため国においては、地方公共団体の責務として「地方公共団体は、国土強靱化に関し、地域の実情に応じた施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する」とされ「国土強靱化地域計画」を早期に策定するよう促しています。弘前市の強靱化を推し進めるため、国土強靱化地域計画の早期策定を要望いたします。 ② 9月1日より施行された建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律によると、適正化指針に「公共工事の施工に必要な工期の確保及び地域における公共工事の施工の時期の平準化を図るための方策に関すること」を盛り込むことが規定されています。 つきましては、公共工事の施工時期の平準化を図るため、計画的な発注や他の発注者との連携による中長期的な発注の見通しの作成及び公表を行うことを要望いたします。 ③ 公共工事の施工に必要な工期の確保を図るためには、工期の設定にあたって、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか公共工事に従事する者の休日(週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇)、建設業者が施工に先立って行う労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所設置等の準備期間、降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数を考慮した取組を要望いたします。

①…総務部 防災課

②…総務部 契約課

③…建設部 土木課

市の処理方針

現 状 ・ 経 緯	① 国土強靱化地域計画については、国土強靱化基本法において、地域の実情に応じた計画を策定することができるとされており、国においては、来年度から国土強靱化地域計画に明記された事業に対して補助金や交付金を重点配分する方針を示したところであります。 計画策定の手法については、総合計画等と一体的に策定した事例や、複数の市町村において共同で策定した事例もあることから、今後は国や県と連携・協力しながら全庁的に調査・研究しているところであります。 ② 当市では、発注時期や施工時期の平準化に向けた取組として、債務負担行為を設定（いわゆる「ゼロ市債」）することで、前年度中に設計と契約を終え、前年度または新年度当初から工事着工可能な発注手法をとっております。 今年度につきましては、４２件（請負金額約１億８千２６０万円）をゼロ市債で発注しているほか、令和元年第３回定例会において、建設工事に係る２億６千９３０万円の債務負担行為の設定を含む補正予算が可決され、令和２年度実施工事の一部を今年度中に発注、契約する予定となっております。 次に、発注見通しにつきましては、４月に年間を通した発注の見通しを、１０月には工事内容の変更や追加工事を市のホームページ等で公表しております。さらに、他の発注機関との連携による発注見通しにつきましては、国土交通省東北地方整備局において、当市を含めた東北地方の各発注機関の発注見通しを取りまとめ、東北地方整備局のホームページ上で公表しております。 ③ 市では、平成２７年度より、債務負担行為を設定したゼロ市債による工事を発注し、翌年度に跨る工期設定のほか施工時期の平準化や早期発注に努めております。 しかしながら、用地買収や支障物件の移転、水路や道路の使用状況等により、施工時期が限られること、また、国の交付金を活用した事業においては、事業着手までの手続きに期間を要することなど早期発注が困難な場合もあります。
今 後 の 処 理 方 針	① 市といたしましても、計画策定の必要性は十分認識していることから、来年度の策定を目指し準備を進めてまいります。 ② 引き続き「ゼロ市債」の継続等により、発注時期や施工時期の平準化を図ってまいります。また、他の発注機関と連携した発注見通しにつきましても、東北地方整備局のホームページによる公表を続けてまいります。 ③ 施工時期及び工期の設定に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律においても発注者の責務として努めることが定められていることから、市では適正な工期設定に努めております。 また、今後は債務負担行為の積極的な活用に加え、適切な工期設定を行ったうえでの速やかな繰越手続き等の活用について調査、研究してまいりたいと考えております。

担当①：防災課 防災係 防災係長 中村 智行 内線 ２ ６ ７
 担当②：契約課 課長補佐 安田 広記 内線 ２ ２ ９
 担当③：土木課 改良係 主幹兼係長 竹谷 新一 内線 ４ １ ３

弘前商工会議所要望事項	
要望事項 6	多能工の育成について
要望事項の内容	弘前高等技術専門校への新たな「多能工育成コース」の設置
現状・経緯	今後ますます超高齢化、人口減少が進む中、国においても建設業の担い手減少に見合う「生産性向上」について政策誘導を行う必要があり、建設現場を担う技能者の専門技能の幅を広げることによる多能工化が有効であると考えられています。 現状、弘前高等技術専門校には、自動車システム工学科、建築システム工学科、配管科、造園科が設置されておりますが、多能工コースはありません。弘前高等技術専門校に多能工育成コースの設置が実現するよう青森県に対して、働きかけを要望いたします。 また文部科学省は、20年度予算の概算要求で廃校になった学校を特別支援学校として利用する場合は改修事業費の交付金を3分の1から2分の1に引き上げています。現状の弘前高等技術専門校だけでは教室、実習室が不足するようであれば、弘前市の廃校を青森県へ貸し出すことを提案いたします。

商工部 商工労政課

市の処理方針	
現状・経緯	○弘前高等技術専門校は、昭和53年に公共職業訓練を実施する施設として青森県が設置しており、現施設での職業訓練は平成24年から開始されております。 ○同施設で実施されている職業訓練については、5年ごとに策定する職業能力開発計画に基づき実施しているところです。 ○現在は、自動車システム工学科、建築システム工学科、配管科、造園科の4科を設置し、施設内に余剰教室等はない状況であります。
今後の処理方針	国では建設業界の多能工育成を進めており、当市においても、多くの地元企業が人手不足を経営課題としていることから、生産性向上策としての「多能工化」は非常に有効だと考えております。 同施設への「多能工育成コース」設置については、今後、地元業界のニーズや状況等を確認した上で、令和3年度からの次期計画に合わせて、働きかけを検討してまいります。 また、廃校活用を含めた訓練施設の増設等については、今後の訓練科目の再編等の動向を見ながら検討してまいります。

担当：商工労政課 雇用支援係 主事 西谷 充顕 内線254

弘前商工会議所要望事項	
要望事項 7	官民一体による雪対策の一環として、融雪設備設置全般に係る市の補助・支援の強化について
要望事項の内容	金額の大きな融雪設備設置への補助を要望
現状・経緯	官民一体による雪対策の一環として、融雪設備設置全般に係る市からの補助について要望し、個人法人問わず、市内での融雪設備設置に係る費用全般に対して一定の補助をお願いしたところ、道路融雪のための散水消雪施設の所有者に対して、当施設に係る井戸の揚水機の電気使用料の一部支援をしていただいております。しかしながら、不動産関係業者による住宅地造成の際の道路の融雪設備設置については補助が行われていないのが現状であります。現時点の支援である電気使用料の補助については少額なものが多く、各自賄える場合が多いことから、今後は金額の大きな融雪設備設置についての補助を具体的に進めていただきたく、再度要望いたします。

建設部 道路維持課

市の処理方針	
現状・経緯	安全・安心な冬期道路の確保と市民が快適な雪国生活を送られるように、地域と市が連携し自助・共助・公助による雪対策を進める必要があることから、平成30年度より市の地域除雪活動支援事業を拡充し、民間事業者による宅地開発等で整備される道路融雪のための散水消雪施設の所有者に対し、散水消雪施設に係る井戸の揚水機の電気使用料の一部を支援しております。
今後の処理方針	市では安全・安心な冬期道路の確保のため、重機による機械除雪を基本とし、坂道等、冬期間の通行に危険な箇所につきまして、融雪施設を設置することで安全性を確保しております。 民間事業者の宅地開発に伴う道路への融雪施設において、融雪方式で井戸水を利用したものにつきましては、近年、宅地開発以外にも井戸水を利用した融雪設備の整備が行われており、地域内の井戸水の枯渇や地盤沈下のトラブルも懸念させる状況にあることから、地下資源の保護・管理といった環境保全の観点を保持し、これまで市で取り組んできた実証及び今後の評価・分析を将来の取り組みに向けた検討材料としながら、融雪設備設置の補助制度の必要性について検討してまいります。

担当：道路維持課 事業係 総括主幹兼係長 柴田 義博 内線451

弘前商工会議所要望事項	
要望事項 8	市民生活の安全対策について
要望事項の内容	①自動車への補助装置の取り付けにより交通事故の軽減・削減を図るための安全運転補助装置設置補助金の導入 ②道路歩行中の安全確保対策 ③児童が安全に通学するための環境整備と防犯強化のため、市内通学路の要所に防犯カメラの設置
現状・経緯	① 近年、全国的に多くなっている高齢運転者のペダル踏み間違い等による交通事故が大きな社会問題となっています。 都市部では高齢者の免許返納による、公共交通機関への乗り換えも進んでいますが、地方では公共交通機関の本数も少なく、自家用車を必要としている方が非常に多く、免許返納者の増加は難しい現状です。 公共交通機関ではなく、自家用車を運転する高齢運転者のペダル踏み間違い等による交通事故の軽減・削減のために、補助装置の取り付けに関する「安全運転補助装置設置補助金」の導入について要望いたします。 ② 児童や高齢者、観光客(インバウンドを含む)にとって道路の歩行中の安全対策として、バリアフリー化(段差等の解消)、支障物(電柱の地中化等)の撤去、歩道の融雪化、自転車専用道路の設置、防護柵の設置、路肩のカラー舗装化、標識・路面表示の設置、老朽化した空家や塀の対策等を行うよう要望いたします。 ③ 全国的に登下校中の児童の連れ去りや、凶悪な犯罪に巻き込まれる事件が多発しております。当市ではボランティアによる登下校の見守り活動や、集団下校などさまざまな対策はとられていますが、それでもなお発生する事故や事件に対応するためには、防犯カメラの設置が効果的だと考えます。防犯カメラを設置することによって、犯罪を未然に防ぐことができ、また子ども達だけではなく市民の暮らしの安全にもつながります。児童が安全に登下校するために、まずは死角となるような人通りの少ない通学路への防犯カメラの設置を要望いたします。

①…都市整備部 地域交通課

②…建設部 土木課・道路維持課・建築指導課

③…教育委員会 学校整備課

市の処理方針	
現状・経緯	① ・令和元年6月 国土交通省は、「昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議」でとりまとめた「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」において、高齢者の安全運転を支える対策の更なる推進のための取組みとして、「ペダル踏み間違い時加速抑制装置等への性能認定制度の導入について検討を加速すること」や、「既販車への後付けの安全運転支援装置の開発を促進すること」などを示す。

現 状 ・ 経 緯	・ 令和元年 1 2 月 国土交通省は、「ペダル踏み間違い急発進抑制装置などの性能認定制度の導入」や、「既販車への後付けの安全運転支援装置の普及」などの各対策の具体化及び円滑な実施に向け、「交通安全緊急対策に係る車両安全対策の措置方針」をとりまとめる。 ・ 令和元年 1 2 月 1 2 月 1 3 日に閣議決定された補正予算案に、65歳以上の高齢運転者による衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進等抑制装置が搭載された安全運転サポート車の購入等（後付け装置の購入・設置を含む）を補助する「サポカー補助金」が盛り込まれる。 弘前警察署管内における交通事故の発生件数は、平成 1 6 年以降、減少傾向となっており、昨年は 3 9 8 件でありました。そのうち、6 5 歳以上の高齢ドライバーによる発生件数は、全体の約 2 3 . 1 % を占める 9 2 件でありました。 全国的にも高齢ドライバーによる交通事故が大きな社会問題となっており、当市においても高齢ドライバーによる交通事故を未然に防ぐための対策の強化が必要と捉えております。 ② 市では、全国的に登下校中の児童等が死傷した事故が相次いだ平成 2 4 年度に、教育委員会、道路管理者、交通管理者等の関係機関による各小学校の通学路における緊急合同点検を実施し、対策が必要とされた箇所について、各関係機関がそれぞれ対策を講じております。 平成 2 7 年度からは継続的に通学路の安全対策に取り組むため、各小学校をおおよそ 7 年に 1 度通学路の合同点検を実施することとし、また、今年度は更に、幼稚園、保育所等の未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急点検を実施しております。 合同点検等の実施の有無にかかわらず、学校や P T A、地元町会等から情報提供が寄せられた場合には、随時、現場調査を行い関係機関と対応策について協議しております。 空き家対策につきましては、平成 2 6 年度に「弘前市空き家等の活用、適正管理に関する条例」を施行し空き家対策に取り組んでおります。 ③ 当市においては、平成 2 7 年度から道路管理者、交通管理者、交通政策関係者、防犯対策関係者、放課後児童対策関係者で構成する「弘前市通学路安全推進会議」において合同点検を実施し、子どもたちの通学路の安全確保に努めており、確認した危険箇所等につきましては、関係機関で協議し、対応可能なものから順次着手しているところであります。 これまで防犯カメラの設置はしていませんが、防犯ブザーの配付や関係機関との連携、P T A ボランティアの協力を得ながらの見守り活動などを推進しております。
今 後 の 処 理 方 針	① 市では、高齢者の交通安全意識の向上を図るため、弘前警察署や各関係機関との連携を強化し、夜間・屋外での歩行者による歩行実験や、実車を用いて走行診断等を行う体験型の「高齢者夜間交通安全体験教室」を実施しているほか、街頭啓発活動の実施など、交通安全に関する各種啓発活動に取り組んでいるところです。 また、今年度からは、今後の高齢化を見据え、市民に広く受講機会を確保する目的から、各地区に出張して行う「夜間交通安全体験出張教室」を新たに実施しております。 市といたしましては、引き続きこれらの取り組みを進めるとともに、国の新たな補助制度を多くの方に利用していただけるように市民への周知を図りながら、交通事故の減少に向けて取り組んでまいります。

② 市では、高齢者、障がいのある人、子どもや小さな子ども連れの人、観光客や外国人など、誰もが安心して生活し、円滑に移動できる街づくりめざし、歩道の整備、段差解消等により、道路のバリアフリー化を推進し良好な歩行者空間の確保に努めている所であります。

その中でも、近年、社会的に耳目を集める、次代を担う子供のかげがえのない命を失う交通事故が続発しており、交通事故から児童等を守る観点から、通学路を優先して交通安全対策事業を進めているほか、対策が必要な危険箇所についても、しっかりと安全対策を講じてまいりたいと考えております。

自転車専用道路については、市街地の多くの道路が城下町特有の狭い道路状況にあり、用地が確保できないこと等から整備は難しいものと考えておりますので、カラー舗装での車道との分離等を検討してまいりたいと考えております。（土木課）

歩道融雪施設の設置については、①冬期間における中心市街地の回遊性を向上させ中心市街地の活性化を図ること、②冬期間においても観光客などが弘前駅から弘前公園まで歩いていけるよう動線を確保することを目的に、これまで主に中心市街地活性化エリア内で整備しております。

また、歩行者の交通安全を確保するため防護柵を設置する場所は、①歩道などの歩行空間と道路外との高低差があり、歩行者が転落するおそれのある箇所、②歩行者のみだりな横断により交通事故の発生するおそれのある箇所の2つであります。当市では、主に上記①のケースのケースが多く、「防護柵の設置基準」に基づき必要に応じて設置しているところではありますが、その一方、冬期間においては機械除雪の障害となる場合も想定されます。

歩道の融雪化や防護柵の設置につきましては、引き続きこれらの基準等を考慮したうえで、その必要性について検討してまいりたいと考えております。（道路維持課）

管理不全により危険性の高い空き家等につきましては、平成26年から施行されている「弘前市空き家等の活用、適正管理等に関する条例」に基づき、所有者に対し必要な措置を行うよう指導等をしているほか、第三者に危険が及ぶ恐れがあり、緊急に対応が必要な場合には、市が緊急安全措置（必要最小限の措置）を実施して安全性の確保に努めております。今年度は、市内にある特に危険な空き家2件を、基準に照らし合わせ、「特定空家」に認定しており、今後段階的に措置を講じ、対策を強化していくこととしております。

また、ブロック塀の安全対策に関しましても、改修する際に補助金を交付するなどして危険個所の解消を図っております。

今後も、人口減少、少子高齢化を背景に空き家は増加していく見込みとなっていることから、継続的に取り組んでまいりたいと考えております。（建築指導課）

③ 全国的に通学路における事件等が相次いで発生し、児童の通学環境が脅かされており、これまで以上に安全安心な通学路を確保していくことが非常に重要であると認識しております。とりわけ、八戸市で小学生の女子児童が刃物で切りつけられた事件が発生した今、これまでとは状況が変わってきていることから、カメラの設置について関係機関や市民生活部と連携し、検討してまいります。

担当①：地域交通課	交通政策係	主事	信田	洋平	内線 2 1 4
担当②：土木課	改良係	主幹兼係長	竹谷	新一	内線 4 1 3
	道路維持課	課長補佐	福士	一之	内戦 4 5 1
	建築指導課	係長	工藤	隆夫	内線 9 6 3
担当③：学校整備課	改革推進係	主事	後藤	祐介	内線 6 6 6

弘前商工会議所要望事項

要望事項 9 インバウンド等受入態勢の整備について

要望事項の内容

- ① 地域住民や観光客の利便性を高めるため、公共交通機関の IC カード導入に向けた取り組みを市と県が一体となり推進するよう要望
- ② 弘前さくらまつり期間中の交通渋滞を緩和させるため、シャトルバス・シャトルタクシーの活用によるマイカーの市内乗り入れの抑制並びにまつり期間中の交通情報に関する広報活動の強化を要望
- ③ 市内の宿泊施設等でのモバイル Wi-Fi ルーターや AI 翻訳機等の貸出事業の実施

現状・経緯

- ① 交通系 IC カードは JR 東日本が発行する「Suica（スイカ）」の発売をきっかけに、全国各地で急速に普及しており、現在は 10 種類の交通系 IC カードの全国相互利用サービスが開始されております。地域独自の IC カードを含めると交通系 IC カードが導入されていない地域は青森県を含め全国で 3 県（青森県・秋田県・徳島県）のみとなっております。
近隣では函館市の「nimoca（ニモカ）」、岩手県の「odeca（オデカ）」が導入されており、利用者の利便性が向上しております。全国的にキャッシュレス化が加速してく中で、地域住民の利便性向上だけでなく、観光客・インバウンド等の交流人口増加による地域経済の活性化を図るためにも二次交通の利便性向上が重要であるため、公共交通機関の IC カード導入に向けた取り組みを市と県が一体となり推進するよう要望いたします。
- ② 現在、弘前さくらまつり期間中の交通対策として、弘前市では市街地有料駐車場の有効利用と岩木川河川敷を活用した無料駐車場を設置すると共に、交通誘導員の配置や車両誘導看板等の設置をして交通誘導を図っております。また、弘南鉄道では、弘南鉄道利用者に弘前公園内の有料区域無料券を配布する等の公共交通機関の利用促進などを行っています。しかし、近年ではまつり期間中に弘前公園周辺の道路が慢性的な渋滞を引き起こしており、バスの運行やタクシーの配車に支障をきたしております。
弘前市では、これまで堀越雪置き場での臨時無料駐車場からのシャトルバス運行、社会実験として、弘果弘前中央青果(株)駐車場、土手町分庁舎駐車場を活用したシャトルバス運行を行っておりますが、昨年度より実施されておられません。再度その事業を復活させると共にシャトルバス・シャトルタクシー運行による市街地へのマイカーの乗り入れ抑制と公共交通機関の利用促進のために市広報誌やホームページ・フェイスブックによる観光客への交通情報の周知の強化を要望いたします。
- ③ 弘前市へ訪れる外国人観光客のほとんどは Wi-Fi を利用し、観光情報のみならず、交通情報や飲食店等の情報収集を積極的に行っております。現在、市が整備を進めている HIROSAKI Free Wi-Fi により、外国人観光客が無料で利用できる公衆無線 LAN エリアの整備促進がなされておりますが、その範囲は主要な観光施設やエリアにとどまっております。

現 状 ・ 経 緯	しかしながら、外国人観光客の中でも特に FIT（個人旅行者）にとっては、滞在する地域の情報収集や自身の SNS での発信など、時間や場所を選ばずに常時インターネットへアクセスできる環境が望ましいのに加え、特定の場所でなければインターネットへ接続できない状況は、災害時に迅速な情報が届きにくいということにもつながります。 このことから、当市に訪れる外国人旅行者の行動範囲や利用意向を踏まえ、モバイル Wi-Fi ルーター貸出サービスを行うことによるストレスフリーな観光の提供、ホスピタリティ向上への取組みは、2020 年の東京オリンピック、パラリンピック開催に向けて増加する外国人観光客を当市へ呼び込むために重要であることに加え、滞在中に SNS 等によるリアルタイム情報発信も積極的に行えるようになることから、当市の PR においても絶大なる効果が発揮されるものであると想定されます。さらに、常時携帯する Wi-Fi ルーターから行動範囲を取得することにより、各種調査分析に活用できるデータ収集も可能となります。 つきましては、市の観光施策として、モバイル Wi-Fi ルーターや AI 翻訳機の貸出事業の実施を要望いたします。
-----------------------	---

①…都市整備部 地域交通課

②…都市整備部 地域交通課、観光部 観光課

③…観光部 国際広域観光課

市の処理方針	
現 状 ・ 経 緯	① ・平成 25 年 12 月 交通政策基本法施行 ・平成 26 年 11 月 地域公共交通の活性化及び再生の一部を改正する法律の施行 ・平成 27 年 2 月 交通政策基本計画閣議決定 ・平成 28 年 5 月 弘前市地域公共交通網形成計画の策定 ・平成 29 年 3 月 弘前市立地適正計画の策定 ・平成 30 年 7 月 弘前市地域公共交通再編実施計画の策定 市では、都市全体の構造を見渡しながら、医療・福祉・商業等の生活に関連する施設や居住の誘導によるコンパクトなまちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの再構築を行うことにより、コンパクト＋ネットワークの実現を目指すため、弘前市立地適正化計画、弘前市地域公共交通網形成計画をそれぞれ策定し、また具体的な公共交通ネットワークを再構築していくため弘前市地域公共交通再編実施計画を策定、着手しております。 ② 弘前さくらまつり期間中の交通対策としては、主要道路への車両案内看板設置による交通誘導や岩木川河川敷に臨時無料駐車場を設置しているほか、市街地駐車場一覧などの情報を記載した交通案内マップを作成し、高速道路のサービスエリアや市内のコンビニエンスストアなどで配布しております。 加えて、まつり関連ホームページでの交通案内マップの掲載や、地元コミュニティ FM を通じて道路混雑、駐車場空き情報に加え、車以外での郊外からまちなかへの移動方法の提供を実施しております。

シャトルバスの運行については、さくらまつりシャトルバス（堀越雪置き場～茂森町間）を平成１８年度から平成２５年度まで運行したほか、まつり期間中の中心市街地の交通渋滞の緩和及び弘前公園来場者の街歩き誘導を図ることを目的とした中心市街地誘導型パークアンドライド事業を、平成２４年度及び平成２５年度の社会実験をふまえて平成２６年度から事業化しましたが、自家用車でのカーナビの普及や東北自動車道黒石インターチェンジへの事前の迂回誘導などにより中心市街地へ流入する交通の減少や分散が図られ渋滞が緩和されたこと、また、シャトルバスで郊外からまちなかまで観光客を誘導した結果、弘前公園以外での街歩きや土手町商店街等での消費活動に大きくつながらなかったことから、平成３０年度に取り止めております。

弘南鉄道大鰐線では、まつり期間中、大鰐線沿線に臨時駐車場を設けてパークアンドライドを促進するとともに、中央弘前駅で下車した大鰐線利用者に対してさくらまつりの入園料を無料とする取り組みを平成２５年度から行っております。今年度はさくらまつり期間中の大鰐線定期外利用者３１，９８０人のうち３，４７５人がまつり会場に無料で入園しており、取り組みの浸透等により年々利用者が増えております。

【参考１】 さくらまつり関係シャトルバス

平成１８～２５年度 さくらまつりシャトルバス（堀越⇄茂森）

平成２４～２５年度 中心市街地誘導型パークアンドライド（ライド・ツアー・パーク社会実験）

平成２６～２９年度 中心市街地誘導型パークアンドライド事業

【参考２】 弘南鉄道大鰐線利用によるまつり会場無料入園者数

平成２５年度 １，８４６人

平成２６年度 ３，２４３人

平成２７年度 ２，３１８人

平成２８年度 ２，２７９人

平成２９年度 ２，７３２人

平成３０年度 ２，１４７人

平成３１年度（令和元年度） ３，４７５人

- ③ 市では、外国人観光客等の利便性を向上させるために公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備を行っており、平成３０年度には弘前公園のWi-Fi設備を更新及び増設したほか、弘前駅観光案内所等の市が設置しているWi-Fi設備の大部分を更新し、システムを新たに導入するなどの取り組みを行っております。市内の主要な観光スポットには概ね整備が完了しており、快適性の向上を図ってきたところであります。

また、民間事業者が主体となり実施するWi-Fi整備につきましても、活用いただける補助制度を用意しているところであります。

今後の 処理 方針	① 市では、昨年度策定した、弘前市地域公共交通再編実施計画に基づき、今後、計画的にまちづくりと連携した公共交通の再編を推進していくとともに、路線バス、弘南鉄道、乗合タクシー等がさらに活性化し、持続可能となるよう、公共交通の利用促進等に取り組んでおります。 また、弘前市地域公共交通網形成計画において、交通系ICカードを導入・活用することを施策として位置付けており、導入については、各交通事業者における設備導入費用や維持管理費、導入意向を踏まえて実施する必要があることから、まずは交通事業者と連携しながら導入に向けた協議・検討を進めてまいります。 さらに、市では青森県に対して、「県内共通の交通系ICカードシステム導入に向けた調整と導入支援」について要望しているとともに、JR東日本に対しては県と連携して、「交通系ICカードの導入」を要望しており、今後も継続した取組みを行うことで実現を目指してまいります。
	② さくらまつり期間中の交通対策については、交通情報に係るこれまでの取組みに加え、SNSを活用した交通案内マップ情報の随時発信や、地元コミュニティFMでの道路混雑と駐車場空き情報の提供頻度の増加など、交通情報に関する広報活動を強化してまいります。 また、これまで市が実施した中心市街地誘導型パークアンドライド事業の結果等も踏まえ、新たな市街地へのマイカー乗り入れ抑制対策の必要性について、まつり主催団体間で協議してまいります。 これらとあわせて、弘南鉄道大鰐線におけるパークアンドライド事業や大鰐線利用者のさくらまつり入園料無料化等の取り組みを継続実施するとともに、弘南鉄道弘南線への拡大も視野に入れながら、一度に大量の人を移動させることができる公共交通の利用を促進してまいります。
	③ 旅行スタイルが多様化してきた近年、旅行中の情報収集やSNSによる発信などのために場所や時間を選ばずに常時インターネット接続ができる環境の充実は旅行者の利便性向上に直結することから、市としても誘客拡大に向けた施策として取り組んでいきたいと考えている分野であります。当市を旅の目的地として選んでいただけるよう、弘前市インバウンド推進協議会の構成団体の皆様と連携・協力しながら、既存の補助制度の活用を基本としつつ、より訴求力のある施策の展開を検討してまいります。

担当①：地域交通課	交通政策係	主事	高谷 訓清	内線 3 5 8
担当②：地域交通課	交通政策係	主幹兼係長	坪田 幸治	内線 3 5 8
観光課	誘客推進係	主幹兼係長	佐々木 幸生	内線 5 2 4
担当③：国際広域観光課	国際広域観光係	係長	平野 家隆	内線 9 1 9

弘前商工会議所要望事項	
要望事項 10	宴会等の食品の廃棄問題について
要望事項の内容	宴会等での食べ残しの持ち帰りに関する取組みの検討
現状・経緯	弘前市では、「3010（さんまるいちまる）運動」による宴席での「食べきり」促進を図っておりますが、大人数での宴席では、店側が客層に応じたメニューや食事量を調整することが困難であることや、自席を離れて歓談する場面も依然として多く見受けられ、宴席終了時には多くの食べ残しが発生しております。 現状では、それらは食品ロスとして廃棄されておりますが、食品ロスの増加は飲食店にとっても多大な損失となることから、食べきりの推進に加えて、食べきれなかった料理を持ち帰りいただくことも必要であると考えます。 しかしながら、お客様が持ち帰った料理の衛生状態を店側が把握することは困難であり、万一、傷んでしまった料理を食べ、食あたり等が発生した際に責任問題が発生することを恐れ、ほとんどの店では食べ残しの料理の持ち帰りについては敬遠されております。 このことから、持ち帰りについては、持ち帰る客側と店側が衛生管理における共通ルールを設定し、「持ち帰った時点で自己責任」であるという意識を浸透させることが重要であることから、保健所や医師会、報道機関等も参画する形での協議会を設置し、食品ロス削減に係る食べ残しの持ち帰り推進に向けた検討を行政主導により進めることを要望いたします。

市民生活部 環境課

市の処理方針

現状・経緯	市におきましても、宴会等で料理を食べ切れずに廃棄されてしまう食品が相当量発生していることを認識しており、ごみの減量化のためには、いわゆる食品ロスの削減が重要であると考えております。 食品ロス対策として、当市は平成２８年１０月より「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に加入しており、毎年１２月には「外出時のおいしい食べきり全国共同キャンペーン」を実施しております。 このキャンペーンでは、ホテルや飲食店等に協力をいただき、市が作成したチラシを配布しております。チラシでは「宴会５箇条」を紹介しており、料理の適量注文や３０１０運動、余った料理はお店に確認して持ち帰るなど、宴会の料理を食べ残さないコツをまとめています。このほか、令和元年７月２３日には「弘前料理飲食業組合」と「弘前ごみ減量化・資源化の取組に関する協定」を締結し、共同で食品ロス対策に取り組んでいくこととしております。 また、宴会等での食べ残しの持ち帰りに関しては、保健所に食中毒予防の見地から意見を伺ったところ、持ち帰りを推進するには、きちんとしたルール作りが必要である旨の助言をいただいております。
今後の処理方針	令和元年１０月１日には「食品ロス削減推進法」が施行され、市町村の努力義務として「食品ロス削減推進計画」を定めるよう求められております。 宴会等で発生した料理の食べ残しの持ち帰りの仕組みをつくることは、食品ロス削減のひとつの方法でもあることから、市民、事業者、行政が知恵を出し合いながら共通ルールを作り上げるため、協議会の発足も含め具体的な進め方について検討を進めてまいります。

担当：環境課 廃棄物政策係 係長 藤田 貴紀 内線 ９６７

弘前商工会議所要望事項	
要望事項 1 1	小中学校でのプログラミング教育の充実に向けた人員 および協力体制の構築について
要望 事項 の 内 容	①学校規模に関わらず、全小学校教員のプログラミング指導能力を向上させること。また全中学校に技術科の教員免許保持者を配置し、首都圏等との情報教育格差を発生させないこと ②市内小中学校の情報技術指導に於いて、小中学校が専門的な知見を有する当商工会議所情報関係業者との連携を積極的に図り、利用できる仕組みを構築すること
現状・経緯	2020 年に小学校でプログラミング教育が義務化され、2021 年からは中学校技術科において「双方向性ネットワーク」など通信システムの仕組みの理解を進めることが必修化されます。2022 年には高等学校「情報Ⅰ」でもプログラミング内容が必修化され、大学入学共通テストに「プログラミング」の導入が検討されています。即ち「技術科」「情報」が国語や理科に並ぶ、生徒の将来を左右する主要教科、受験教科に位置付けられたということになります。 今後の弘前市や本県の発展は、AI 産業や ICT 現場で活躍できる人材を輩出できるかに懸かっています。このためには初等・中等教育の段階で、きちんとしたプログラミング教育を受けられるかどうか極めて重要です。 しかし弘前市内の小・中学校ではプログラミングに精通した教員数の不足、免許外教員が「技術科」を指導しているケースが多数見受けられます。中学校プログラミングの新領域の指導は専任教員でも困難な内容であり、専門外教員で十分な教育効果が得られるとは思われず、学校間格差が発生することへ危機感を持たざるを得ません。中学校現場には技術科免許を有し、情報分野の教育がきちんと行える環境を等しく整備して頂きたいと考えております。 首都圏では民間企業と学校が連携しプログラミング・情報の指導を講じているケースがあります。このような産学協同での課題の解決はキャリア教育の観点からも有効であると思われます。 弘前市の未来を担う子供たちに地域内外での教育格差を生まない対策の実施を切願するとともに弘前市においても、教育現場だけで解決を試みるのではなく、市内情報関係業者との連携を深め、共に課題の解決に取り組む有効性を検討し、その仕組みづくりをされるよう要望いたします。

教育委員会 学校指導課

市の処理方針

現状・経緯	教員の配置については、学校規模に応じて県で決定しております。大規模校と小規模校では、学級数や教科ごとの総授業時数が異なるため、配置できる人数に違いや限りがあります。 小学校プログラミング教育については、専門的なプログラミング言語を覚えたり、プログラミングの技能を習得したりすることではなく、問題を解決するための方法を考え、その手順を組み替えるなど試行錯誤する体験を通して、論理的思考力を育むことがねらいとなっております。学習指導要領に位置付けられた学習内容や「小学校プログラミング教育の手引」などに示された指導事例を参考に、既存の教科の中で実施することとなっております。 教育委員会では、各校におけるＩＣＴ環境の整備、教職員を対象とした研修会の実施など、プログラミング教育が推進されるよう準備に努めております。
今後の処理方針	教科等に配慮した教職員の配置につきましては、中南教育事務所に相談しながら、少しでも解消できるよう努力してまいります。 教育委員会では、今年度、教育用コンピュータの更新及び無線ＬＡＮ環境を整備することとしており、全ての学校において、新学習指導要領に対応したプログラミング教育が実施できる環境が整うものであります。今後も研修会や学校訪問の場を通じて、実践事例・カリキュラムの紹介や研究授業の指導・助言等を行い、国、県の方針に基づき、どの学校においてもプログラミング教育を着実に進めることができるよう支援してまいります。また、外部の人的・物的資源の活用については、企業・団体や地域等とどのような連携が可能か、教育委員会や各学区において今後検討してまいります。

担当：学校指導課 指導主事 古川 洋 内線 7 7 8

弘前商工会議所要望事項		
要望事項 1 2		当商工会議所青年部並びに女性会事業への支援について
要望事項の内容	①プログラミング教育による人材育成について、当商工会議所青年部では市の協力を得ながら「ロボットワークショップ」を実施しており、次年度の引き続きの支援について要望 ②令和2年7月に弘前市で開催することとなった令和2年度東北六県商工会議所女性会連合会総会青森大会への開催補助金交付の要望	
現状・経緯	① 当商工会議所青年部では、プログラミング教育による人材育成について市の協力を得ながら「ロボットワークショップ」を行っております。 弘前市では、シティプロモーション及び地方創生実現のため「未来の担い手・地域づくり推進事業」を実施していますが、当商工会議所青年部としても人材育成の推進には力を入れており、平成29年から市の協力を得ながらプログラミング教育の一環でロボットワークショップを実施してまいりました。 次年度も事業を実施する計画であるため、引き続き市の支援を要望いたします。 ② 東北六県商工会議所で組織する女性会連合会は、各地商工会議所女性会と連携を密にし、女性経営者の資質向上を図るとともに、地域の女性団体としてその使命を果たすべく活動と地域に密着した諸事業の遂行に努めております。 本大会は、「高い志をもって、自己の変革・向上を目指すリーダーとして、凛と信をもって連携し、平和で心豊かな社会を築く」という商工会議所女性会活動方針を高く掲げ、東北六県商工会議所女性会会員が集い、相互の絆と交流を深め、更なる連携強化を図って、地域社会の担い手として地域商工業の振興と社会福祉の増進に貢献することを目的に開催します。連合会総会は東北六県持ち回りの開催で、今年度は秋田大会として秋田市で開催されました。青森県開催の来年度、当所女性会が誘致活動を展開し令和2年7月9日に開催する運びとなりました。 当商工会議所女性会が主管となり開催し、東北六県商工会議所45女性会より約500名が参加、うち約200名が市内に宿泊すると予測しています。総会に加えて、講演会やアトラクションなどの会員大会を開催し、弘前市の文化や伝統芸能などを披露することで当市のシティーセールスを行うこととしています。 女性経営者相互の連携とネットワーク構築によって、ビジネスチャンスの拡大が図られ、当市の経済の活性化に貢献できると考えておりますので、本大会の開催に対しての補助金交付を要望いたします。	

①…企画部 広聴広報課

②…商工部 商工労政課

市の処理方針

現状・経緯	① ロボットワークショップは弘前商工会議所青年部が実施し、市「シティプロモーションパワーアップ戦略事業」の柱のひとつである「人材育成」を目的に未来の担い手・地域づくり推進委員会が実施する事業に対し、経費の一部を市が負担しているところです。 ② 男女共同参画が求められる現代社会で、３０年以上にわたって活動している弘前商工会議所女性会は、当市経済界における女性の活躍に貢献されていると捉えております。
今後の処理方針	① ロボットワークショップをとおして普段の学校の授業で学ぶことのできないプログラミングを体験することで、将来さまざまな分野で活躍し地域に貢献できる人材の育成につながることを期待できることから、次年度についても未来の担い手・地域づくり推進委員会が実施する事業費の一部負担を継続する予定です。 ② 令和２年度東北六県商工会議所女性会連合会総会青森大会が当市で開催されることは、当市で活躍している女性会の会員同士が地域の垣根を越えて広く連携を強化する貴重な機会であり、女性会連合会の運営基盤の強化、今後の市の商工業の振興や社会福祉の増進に資するものと考えております。 このため、市として開催に対する補助を実施する予定です。

担当①：広聴広報課 ふるさと魅力発信係 主幹 後藤 孝 内線 ２ ８ ８
 担当②：商工労政課 商業振興係 主事 今 雄大 内線 ２ ５ ９

弘前商工会議所要望事項	
要望事項 1 3	行政と経済団体(若手経営者)との意見交換の場の設置について
要望事項の内容	○弘前市の活性化につながる様々な事業について、行政と経済団体が連携して実施していくための若手経営者を対象とした市政懇談会の開催
現状・経緯	弘前市の活性化につながる事業（古都ひろさき花火の集い、The 津軽三味線、津軽の食と産業まつり、プロ野球等への支援）については、行政の支援をいただきながら当商工会議所青年部が主体となって実施しています。 街の活性化には、未来の弘前を担う若手経済人の実行力が不可欠であることから、それぞれの事業遂行について行政と若手経営者との意見交換の場として、市政懇談会の開催を要望いたします。

商工部 商工労政課
観光部 観光課
市民生活部 文化スポーツ課
企画部 広聴広報課

市の処理方針	
現状・経緯	弘前市の活性化につながる事業である、古都ひろさき花火の集い、The津軽三味線、津軽の食と産業まつり、プロ野球等への支援の実施に際しては、貴所青年部が実行役の中心となって活躍されています。 こうした事業の実施にあたっては、その効果を鑑み、市も協力してきたところであり、負担金及び補助金の交付のみならず、各実行委員会による会議に参加するなど、企画段階から実務者レベルで事業遂行に向けた調整を図ったうえで臨んでいるところです。 また市では、市の施策について市民の意見などを聴き、それを施策に反映させる「広聴活動」を行っております。 平成22年度からは市長と市民が市政に関して直接意見交換を行うことにより、市民参画・市民との協働のための土台づくりなどを推進するため「市長車座ミーティング」などを実施しております。この事業は利用を希望する団体が自由にテーマを設定することができるため、市政に関する幅広い内容について意見交換を行ってきたところです。
今後の処理方針	行政と経済団体(若手経営者)との意見交換の場については、「市長車座ミーティング」などを積極的に活用していただくことによって実施可能であると考えております。 今後もこのような取り組みや会議等の場で得た市民や皆様からの声を生かし、市のさらなる活性化に向け協力し取り組んでまいりたいと考えております。

担当：商工労政課	商業振興係	主事	野呂	拓未	内線 2 5 9
観光課	政策調整担当	主査	石岡	和仁	内線 5 4 2
文化スポーツ課	スポーツ推進係	主事	尾崎	佑	内線 9 0 3
広聴広報課	広聴広報係	係長	太田	耕介	内線 2 6 9